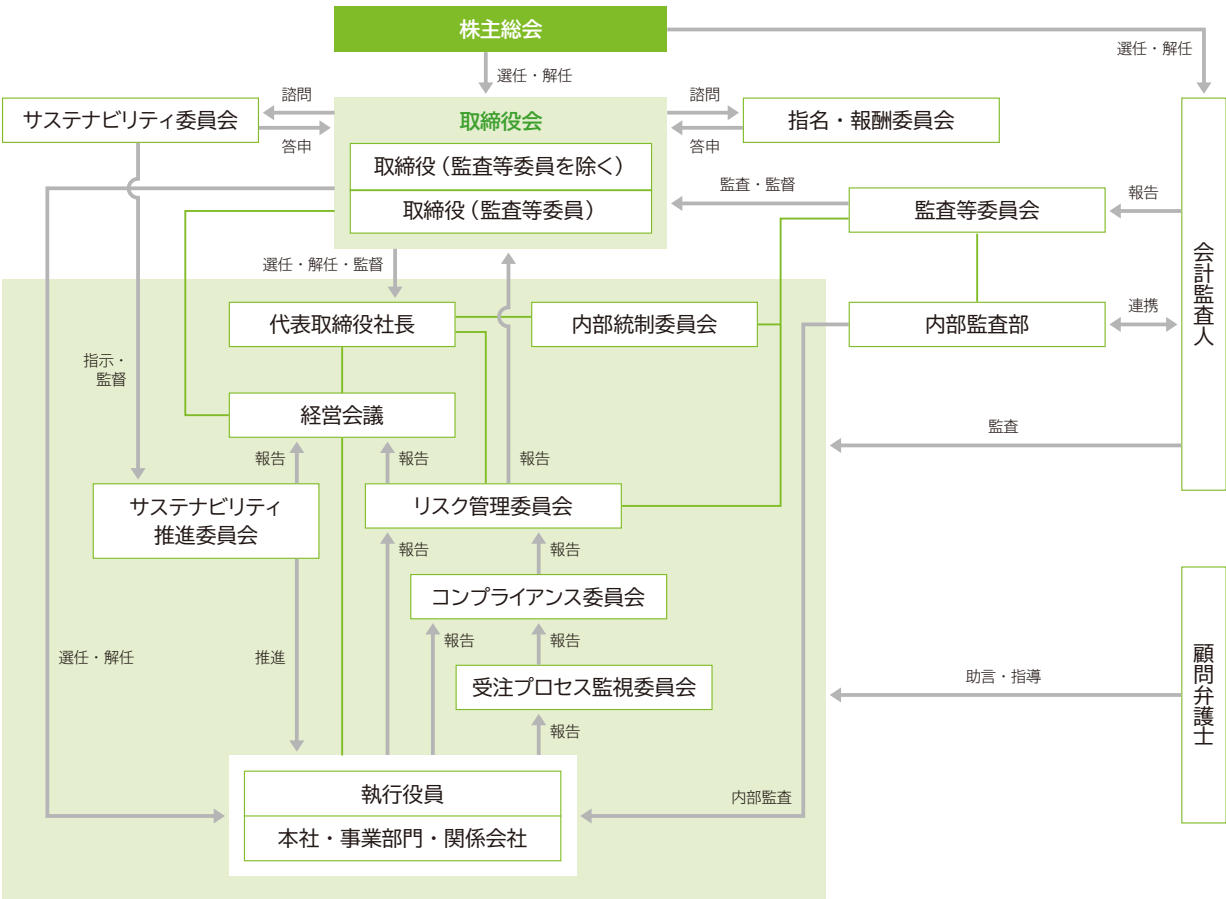


コーポレート・ガバナンス

▶ コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

新日本空調グループは、企業理念に「社会と自然の調和を育み、未来へ向けた思いを満たす。Fill your tomorrow」を使命として掲げ、顧客・株主・職員・協力会社をはじめ、全ての人々から信頼され、社会の発展に貢献する企業を目指し、透明性、公正性の高い事業活動を実践することとしています。そして、迅速・果断な意思決定を行うとともに経営の監督機能の充実を図り、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めていきます。

コーポレート・ガバナンス体制図



👤 社内男性役員 👤 社外男性役員 👤 社外女性役員			
機関	取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会
構成	👤👤👤👤👤👤👤👤👤 11名（社内7名+社外4名、内女性1名） 議長：代表取締役会長	👤👤👤👤 4名（社内1名+社外3名、内女性1名） 議長：常勤監査等委員	👤👤👤 3名（社内1名+社外2名） 議長：社内取締役
目的・権限	当社の取締役会は、実質的な討議を可能とする人数にとどめ、法令で定められた事項や経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しています。	監査等委員は、取締役会において議決権を行使するとともに、経営会議等重要な会議に出席する他、定期的に監査等委員連絡会を開催し、監督機能を充実させ、実効性を高めるように努めています。	取締役候補者および取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申しています。
開催実績（2022年度）	9回	5回	2回

取締役のスキル・マトリックス

	氏名	指名・報酬委員会	専門性						
			企業経営 経営戦略	技術 研究開発	営業 マーケティング	税務 財務 会計	法務 リスク 管理	サステナ ビリティ	IT DX
取締役	夏井 博史		●	●	●			●	
	前川 伸二		●	●				●	
	伊藤 雅基		●	●				●	
	井上 聖	●				●	●	●	●
	野田 英勝				●			●	
	広島 雅則			●				●	●
	森信 茂樹 社外 独立	●				●	●		
	森本 利彦					●	●		
	水野 靖史 社外 独立	●					●		
	東海 秀樹 社外 独立					●	●		
監査等委員	梅原 由美子 社外 独立		●					●	

※ 上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません

▶ 取締役会の充実・実効性確保・向上

取締役会の実効性評価

当社が持続的に成長するために、当社の取締役として重要と考える専門性を「企業経営/経営戦略」、「技術/研究開発」、「営業/マーケティング」、「税務/財務/会計」、「法務/リスク/管理」、「サステナビリティ」、「IT/DX」とし、これらの専門性を有する取締役で取締役会を構成しています。また監査等委員会は、常勤監査等委員1名と企業法務に精通した弁護士、税務・財務・会計に関する専門的知見を有している税理士および環境・サステナビリティの専門家かつ企業経営者である社外取締役監査等委員3名で構成しています。

今後も経営に一層の多様な価値観を反映させるように努めるとともに、取締役会終了後に適宜意見交換会を実施し取締役会の実効性や機能向上に努めていきます。

また、当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させるため、年1回全取締役を対象に、取締役会の構成や運営等に関するアンケートを実施しています。

2022年度の評価としては、おおむね実効性を確保できている評価となっていますが、会議資料を会日に十分先立って、会日2日前には配付するなど、改善を図っていきます。

取締役のトレーニング

当社は取締役に限らず、広く全従業員に対し、業務上必要な知識の習得および資格取得のためさまざまな社内研修の機会を用意するとともに外部研修への自主的な参加を支援しています。

取締役、執行役員等に対しては、必要な知識の習得や適切な更新の機会として、適宜研修会を実施しています。

新任の取締役および執行役員に対しては、その役割と責務について研修会を実施しています。

監査等委員である取締役は、日本監査役協会等が開催する研修会に参加し、必要な知識の習得、監査等委員である取締役の役割と責務の促進に努めています。

なお、各研修については会社が費用を負担しています。

取締役の選任・解任

選任・解任のプロセス

取締役の選任については、人望、品格に優れ、高い倫理観を持ち、業務遂行上健康で、経営に関し客観的判断能力を有し、先見性、洞察力に優れ、出身の各分野において幅広い知見と豊富な経験を有していることおよび当社が重要と考える専門性を有していることを選任方針としています。

また、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の別なく、取締役として適任と判断した人物を候補者として提案することとしており、取締役の専門性や取締役会の構成のバランスについて引き続き検討するとともに、経営に一層の多様な価値観が反映されるように努めていきます。

なお、選解任に際しては、社外取締役2名を委員、社内取締役1名を委員長とした指名・報酬委員会において取締役の重任・選任・解任について審議し、株主総会で選解任を諮るため、取締役会に審議内容を答申しています。

取締役の報酬

報酬制度ならびに報酬決定のプロセス

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、代表取締役が指名・報酬委員会へ方針を諮問し、その審議による答申を受けた後、取締役会の決議により決定しています。具体的には、取締役（監査等委員および社外取締役を除く）の報酬の種類とその割合の目安を、固定報酬としての基本報酬60％、業績連動報酬30％、非金銭報酬としての株式報酬10％とし、算定することとしています。

業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、当社の業績、中期経営計画の各事業年度の目標値に対する達成度および従業員の賞与水準等に基づいて算出し、決定する方針としており、2022年度については、当該業績指標を反映し算出しています。

非金銭報酬については、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を取締役に支給することとしています。その具体的な支給時期および配分については取締役会において決定しています。

また、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみで構成され、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定する方針としています。

当社は、取締役会の決議に基づき、代表取締役が取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定について委任を受けています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬および業績連動報酬の具体的金額、支給時期であり、また、これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額等を決定できると判断したためです。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	351 (8)	179 (8)	144 (―)	26 (―)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	49 (25)	49 (25)	― (―)	― (―)	4 (3)

※1 業績連動報酬の額は、2022年度に係る賞与です

※2 非金銭報酬として対象取締役(監査等委員および社外取締役を除く)6名に対して15,180株の株式報酬を交付しています

監査の状況

監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会監査は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査の計画および業務の分担等に従い、取締役会で議決権を行使するとともに、その他重要会議に出席し、取締役等に報告を求め、重要な書類を閲覧し、各部門や当社グループ会社の業務および財産の状況を調査し、公正かつ的確に監査を実施しています。

内部統制システムについては、取締役等および内部監査部門からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しています。

会計監査については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および相当性について検証するとともに、その職務の執行状況について報告を受けています。また、必要に応じ説明を求め、あるいは会計監査人の監査に立ち会うこととしています。

内部監査の状況

当社における内部監査の実施部門である内部監査部は7名で構成され、監査等委員会直轄の組織となっています。当社各部門および当社グループ会社に対し、監査計画に基づき、統制監査においては、①業務の有効性・効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令順守、④資産の保全の視点で、業務監査においては、①経営目標の達成支援と不正の撲滅、②内部統制システムが有効的に機能しているかのモニタリングを目的に内部監査を実施しています。

監査結果は監査等委員会に報告され、必要に応じ社長および会計監査人へ報告書が提出されています。

会計監査の状況

会計監査人については、有限責任監査法人トーマツと契約を締結し、会計監査を受けています。

会計監査人に対する報酬

区分	2021年度		2022年度	
	監査証明業務に 基づく報酬（百万円）	非監査業務に 基づく報酬（百万円）※3	監査証明業務に 基づく報酬（百万円）	非監査業務に 基づく報酬（百万円）※3
提出会社	56	―	76	13
連結子会社	―	―	―	―
計	56	―	76	13

※3 当社における非監査業務の内容は、新基幹システムの導入に伴う内部統制再構築に関する助言業務等です

監査等委員会監査、内部監査および会計監査の連携ならびに内部統制部門との関係

監査等委員会は、効率的かつ実効的な監査の遂行のため、監査計画策定やその他監査に関し内部監査部と緊密な連携を保っています。また、必要に応じ内部監査部あるいは各部門に対して、内部統制システムの状況およびリスク評価等について報告を求めています。

会計監査において、監査等委員会は、会計監査人と適宜意見交換を行い緊密な関係を保っています。監査計画、重点監査項目および監査実施状況を把握し、情報交換を図り、協議を行った上で、四半期および期末には会計監査結果の総合的かつ詳細な報告を受け、連携を強めています。

内部監査部は、統制監査において会計監査人と連携して監査評価を取りまとめる他、内部監査等により不適切な行為が判明した場合、監査等委員会の指示により内部統制部門である本社各部門および会計監査人と連携し、原因分析や再発防止策を協議し、内部監査において重点的に監査等を実施することとしています。